

会議名称	平成18年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成19年2月13日(火) 14時～17時	
場所	杉並区役所 第3委員会室 (中棟5階)	
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳沢委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、宮原委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	与島職員課長、中村区民課長、天海戸籍係主査、本橋課税課長、高橋防災課長、長田保健福祉部参事、末久地域福祉担当課長、清水高齢者施策課長、本橋国保年金課長、南雲障害者施設課長、中村健康推進課健診担当係長、吉田建築課長、中島ごみ減量担当課長、加藤杉並清掃事務所長
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・平成18年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成18年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・戸籍事務の電算化に関する資料の修正について
次第	1 平成18年度第4回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成19年度 中央電算処理年間運営計画について	報告 24
	職員人事・給与に関する業務の外部委託について(新規)	諮問 39
	戸籍に関する業務の外部委託について(新規)	諮問 40
	戸籍の附票に関する業務の外部委託について(新規)	諮問 41
	戸籍事務処理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 42
	住民税(個人分)システムに記録する個人情報項目について(追加)	諮問 43
	災害時要援護者支援対策に関する業務の登録について(変更)	報告 25
	災害時要援護者支援対策に関する業務の外部委託について(新規)	諮問 44・45
	災害時要援護者支援対策に関する業務の目的外利用について(新規)	諮問 46～51
	災害時要援護者支援対策に関する業務の外部提供について(新規)	諮問 52
	災害時要援護者情報管理システムに記録する個人情報項目について(変更・追加)	諮問 53

次 第	火災警報器・家具転倒防止器具の取り付け助成制度に関する業務の登録について（新規）	報告 26
	火災警報器・家具転倒防止器具の取り付け助成制度に関する業務の外部委託について（新規）	諮問 54
	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）	報告 27
	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について（新規）	諮問 55
	国民健康保険システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 56
	障害者自立支援給付に関する業務の登録について（追加）	報告 28
	障害者自立支援制度システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 57
	区民健康診査に関する業務の外部提供について（新規）	諮問 58
	がん検診に関する業務の外部提供について（新規）	諮問 59
	既存建築物等の耐震改修促進指導に関する業務（変更・追加）	報告 29
	既存建築物台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 60
	ごみ収集・資源回収（可燃ごみ・不燃ごみ・資源回収）に関する業務の外部委託について（新規）	諮問 61
	審 議 結 果	平成19年度 中央電算処理年間運営計画について
災害時要援護者支援対策に関する業務の登録について（変更）		
火災警報器・家具転倒防止器具の取り付け助成制度に関する業務の登録について（新規）		
国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）		
障害者自立支援給付に関する業務の登録について（追加）		
既存建築物等の耐震改修促進指導に関する業務（変更・追加）		
職員人事・給与に関する業務の外部委託について（新規）		答 申
戸籍に関する業務の外部委託について（新規）		
戸籍の附票に関する業務の外部委託について（新規）		
戸籍事務処理システムに記録する個人情報項目について（新規）		
住民税（個人分）システムに記録する個人情報項目について（追加）		
災害時要援護者支援対策に関する業務の外部委託について（新規）		
災害時要援護者支援対策に関する業務の目的外利用について（新規）		
災害時要援護者支援対策に関する業務の外部提供について（新規）		
災害時要援護者情報管理システムに記録する個人情報項目について（変更・追加）		
火災警報器・家具転倒防止器具の取り付け助成制度に関する業務の外部委託について（新規）		

審 議 結 果	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について（新規）	答 申
	国民健康保険システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	障害者自立支援制度システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	区民健康診査に関する業務の外部提供について（新規）	
	がん検診に関する業務の外部提供について（新規）	
	既存建築物台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	ごみ収集・資源回収（可燃ごみ・不燃ごみ・資源回収）に関する業務の外部委託について（新規）	

会長	ただいまより「平成 18 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会します。本日の欠席委員の確認をしたいと思います。
区長室長	河津委員と宮原委員から若干遅れるという連絡をいただいております。
平成 18 年度第 4 回会議録の確定	
会長	それでは、議事に入ります。最初に、会議録についてご意見、ご質問等がございますか。
法規担当課長	1カ所、修正をお願いいたします。資料 1 の会議録の 11 頁の下から 2 段目の、子ども・子育て計画担当課長の欄の上から 3 行目の真ん中に「当然個別のサービス提供事業者は全体の」となっておりますが、ここを「当然個別のサービス提供事業者には全体の傾向はわからない形で」のように「に」を入れていただくよう訂正をお願いいたします。以上です。
会長	ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	なければ、会議録確定とさせていただきます。
報告・諮問事項審議	
会長	次に、報告・諮問事項の審議に入ります。
	(区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡す。)
報告第 24 号	
会長	それでは、報告・諮問に入ります。初めに報告第 24 号について事務局から説明をお願いいたします。
情報システム課長	報告第 24 号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	1 頁の No. 3 「外国人登録」に関する件ですが、最近ニュース等で盛んに不法滞在者の問題が取り上げられています。実際に検挙されて送還される場合の個々の事案について、該当する区のほうへ連絡があるのかどうかをお聞きします。
区民課長	区役所の外国人登録係と、入国管理局とは密接に連携を取り合ってその情報の交換をしております。不法入国に関する強制送還等についても、「誰がどういう事由で国外退去されたのか」という情報を入管からいただき、こちらの登録に反映させることとなります。
委員	不法滞在の人が外国人登録の申請をしたときに、不法滞在かどうかということがわかったときにも、この人は不法滞在ですということを、警察なり入国管理局に対して、区は報告しているのですか。
区民課長	していません。
会長	ほかにないようでしたら、報告第 24 号については報告を受けたということにいたします。
諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号、諮問第 43 号	
会長	次に、一括して諮問第 39 号から第 43 号までの審議を進めます。事務局から説明をお願いいたします。
情報システム課長	諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号、諮問第 43

	号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問があらうかと思うのですが、最初に諮問第 39 号についていかがでしょうか。
委員	7 頁の顔写真の収集ですが、これは顔面認証用に使うということなのでしょう。2 つ目は、入力区役所庁舎の中で、区役所にあるパソコンでするのでしょうか。以上 2 点お願いいたします。
職員課長	写真については、身分証明書の記載事項の 1 つとして、本人確認のために貼付します。 入力に関しては、写真収集の後、外部委託により、区役所庁舎以外で委託業者による電子入力になります。
情報システム課長	委員のご質問は、顔の形をとらえて個人を識別する生体認証のことですね。そのようなシステムを導入する考えは今のところありません。
委員	今のところはないですね。
情報システム課長	はい。
委員	そうすると、なぜ IC カードなのかと思うのです。身分証に使うのならプラスチックカードで十分ではないかと思うのです。銀行のキャッシュカードの中には情報が入っていませんが、その本人を識別することができることになっています。住基カードが IC カードです。7 頁にある 1 番から 5 番までの情報を入れるのに、IC カードでなければならない必然性はとても薄いように思うのです。将来、その IC カードの中に何かを入れる予定があるのでしょうか。
情報システム課長	IC カードの中にこの 5 項目を入れるということではなくて、IC カードの表面に職員番号、職、氏名、生年月日を印字し、顔写真を貼り付けてもらうという委託業務でして、中にデータとして入れるということではありません。
委員	私は別な点が心配なのです。業者委託すると、職員の全部のリストが渡るわけですね。これが漏れた場合に、区民に対して、役所の職員をかたった犯罪が起きないのか、もう 1 つは、職員になりすましてサラ金からお金を借りるなど職員に対する犯罪が起きないのか、その辺の対策をお聞きします。
情報システム課長	委託する際には、写真を貼って、ここに記載の職員番号を紙で渡します。それで入力をして、その原票は全部返してもらいます。あと、その電子データの管理については、当然契約の中で複製を禁止するとか、身分証明書を作るためだけに使っていただくという形で、契約の中で損害賠償等も含めて規定していく、ということで対応を考えています。
委員	二重三重のチェックをしていただきたい、ということをお願いいたします。
委員	今の点に関連して、区から持ち込んだ紙ベースのデータを、業者のパソコンの中に打ち込んで、そのパソコンからプリントアウトして、その IC カードに貼ったものが出来上がって、それが区に納入されるということでしょうか。
情報システム課長	技術的にはそういうことです。

委員	そうすると、受託業者のパソコンの中に入力された、職員情報の削除はどのように確認するのですか。
情報システム課長	当然契約の中で、作成し終わったデータについては消去を義務づける形になります。
委員	確認することまで入っていますか。
情報システム課長	当然確認します。
委員	4月からこのシステムを稼働させたいということなのですが、どうしてICカードなのかとお聞きします。既に、このICカードについては企業が区に対してプレゼンテーションをやっていますよね。将来的には、ICカードの中にこんな情報を入れることもできますみたいな提案もあったと思うのですが、それをお話いただければと思います。
情報システム課長	ICカードを使う目的ですが、ここに記載しておりますとおり、大きなものとしては出勤管理です。いまは出勤簿による管理で、朝出勤してくると、各自が印鑑を押す、という形で管理しています。それを、ICカードに職員番号を入れ、それを読み取ることによって、出勤の確認をするというのがいちばん大きな目的です。 私ども、他の業者の提案は聞いていないのですけれども、お金を入れて、それで物を買うという提案をした業者もいるやに聞いております。いま現在区では、職員証にそのような機能を付加して使っていこうという考えはありません。
委員	出勤管理等というのが気になるのですけれども、いま予定しているのはICカードによって、誰が何時に入ってきたかという記録をとるわけですよね。退庁するときにもまた使えるのかどうか知りませんが、「等」がどこまで拡大するのかお聞きします。 それと、こういうものを導入するメリットとか、秘密保持の関係が将来的にはどこまでかかっているのか、お聞きします。
情報システム課長	いま現在考えているICカードの利用としては、出勤管理と、将来的には退勤の管理もうまくできればよいと思っております。現在、夜間や休日に入るときには、紙に書いていますので、そこを、ICカードを通すことによって、誰が何時に入って、何時に出たということが電子的に記録できるのであれば効率化が進むかと思っております。
委員	出入りだけを管理するものに限定されるのですか、そうではないのですか。
情報システム課長	現段階ではそこまで考えております。今後もう少し効率的に事務ができるのであれば、もう少し進めて考えたいと思います。
委員	その件なのですが、ICカードを推進している企業としてNECがあります。NECのサイトをちょっと覗いてみました。そしたら勤怠管理、食堂・売店等でのキャッシュレス利用ができるだけでなく、カードの集中管理も行え、紛失時、異動時、退職時の際の負担を減らせることが大きなメリットとあります。つまり、1つのカードで、すべての情報を一元管理できるということが謳ってあるわけです。ここで、私たちがICカードの導入はいいです

	よと言うと、小さく産んで大きく育てるという風に、このカードを使うと今後、膨大な個人情報を書き込めるわけですから、もう少し詳しく全体像を説明していただかないと了承できない。
職員課長	現段階で、職員団体とも協議をしながら進めております。将来的にはいろいろな可能性はあろうかと思いますが、現段階で、こちら側から提案して協議が整っているのが、出勤管理と庁舎への出入管理だけです。
委員	要するに委員の方々が心配するのは、拡大されることを心配しているわけですから、区のほうでいま言った項目だけで、将来拡張するときにはまたこの審議会にかけるということであればみんな安心するのではないですか。
情報システム課長	いわゆる庶務事務システム全体の案件としては、12月にこの審議会でも諮問いたしまして、適当である旨の答申をいただいています。そのときにかけて項目以上に、電子計算機に記録をすとか、個人情報登録票に追加するといった場合には、またこの審議会にお諮りして答申をいただくということで考えております。
会長	これ以上やる場合は、個別的に審議会にかけるということですね。
情報システム課長	はい、追加項目が出てくればかけます。
会長	それがこの審議会の役割だと思います。
委員	私は、前にこの件で庶務事務システムの審議がかかったときに、杉並区が国を訴えている自己情報のコントロール権という論旨に則れば、矛盾していると思われるので了承はできないと言いましたし、今回もこの件については了承できません。
会長	保留されるわけですか。
委員	はい。
会長	ほかにご意見がないようでしたら、諮問第39号については、1名の保留で決定ということにいたします。 次に諮問第40号から第42号についてのご質問、ご意見はございますか。
委員	8頁の今後のスケジュールの中に「業者選定」というのがありますが、これは区内・区外を含めた広く一般的な、通常の公募方法をとるのか、あるいは区内だけに限って、あるいは特殊な技術を持っている分野に限って募集するのかその辺のところを教えてください。
区民課長	これはシステム開発の場合も、データセットアップ作業の場合もそうなのですが、その業者が持っている技術はこちらでより入念に検証しなければなりません。それと実績も考慮に入れます。特に、戸籍のデータというのは大変センシティブなものですので、今回は別紙でお示したようなセキュリティ対策がとれる業者かどうかというのを、区のほうでプロポーザル方式により確かめ、業者の選定をしたいと考えております。 国内にそれほど多くの業者があるとは思っておりません。少なくとも23区では、既に21区がシステム化しております。また、現在セットアップ中の区もあり、かなりマーケットとしても成熟していますので、実績も踏まえなが

	ら、間違いのない業者を選んでいきたいと思います。
委員	確認の意味なのですが、(2)の「記載事項及び戸籍の附票のセットアップ作業」というのは、具体的にどのような作業なのかを説明していただけますか。
区民課長	セットアップ作業というのは、いま現在杉並区には約20万の戸籍があります。この原簿は、すべて和紙に縦書きで書いてあります。皆さんに戸籍謄本・抄本を差し上げるときにもそのコピーを差し上げているわけです。その戸籍情報をセットアップ、即ち電磁的な記録にしていく、電算機に入れるようにデータを入力していく作業のことをセットアップと言っています。要は紙を複写するところから始まって、それを一つひとつ入力し、磁気媒体化していくという作業のことです。
委員	いま、既に横書きになっていますよね。
区民課長	戸籍のシステム化について、杉並区では本日初めて提案させていただくわけですが、日本全国で約6割から7割の自治体が既にシステム化を終えています。委員がご覧になった横書きの戸籍というのは、その6割から7割の既にシステム化を終えた自治体の戸籍簿ということなんです。
委員	<p>私は、これを見て大変びっくりしました。最初のところで「住民サービスを向上させるため」と謳っています。私は、一般の普通の住民としてこういうことを言ってほしくないです。これは全くもって住民サービスではなく、それと相反するものだと考えます。私は、区だから、安心してこんなにたくさんの情報を渡しているわけで、何の権限でそれを放棄してしまうのかということを感じます。</p> <p>行政の責任として投げ出してはならないものがあるのではないですか。こういうことを外部委託することに私は反対です。入力するためには、少なくとも誰か外部の人の目に触れるわけです。18頁のセキュリティのところを見ても「適切な」という言葉が度々出ていますが、どういうことなのかがよくわかりません。19頁の作業場所については区庁舎内ではなくて、どこかほかの作業場に持っていくということなんです。</p> <p>「返してもらうのだから大丈夫だ」といま言われたのですが、一般の人が自分の情報について、「渡しても返してくれるから大丈夫よね」というような感じ方はしないはずなんです。渡すこと自体に不安感を持っています。言ってみれば「呑気なことおっしゃるな」というふうにびっくりするでしょう。</p> <p>よくわからないのですが、こういうことは他でもたくさんやっていると聞きましたが、法律でこういうことが許されるのかと疑問に思います。事務処理の効率化を図るために、こういうものを外部に出していくことにはすごく不安を感じます。これを、住民サービスの向上だ、ということを理由に述べないでください。反対です。</p>
委員	戸籍には載っていない項目も、記録票の項目には載っているような気がするのですが、どうしてですか。
委員	関連して質問です。根拠法令がいくつも並んでいます。この400に及ぶ事

	<p>項と、それぞれの根拠法令との整合性（どの項目がどの法令を受けているのか）がよくわかりません。ついでに言うと、うちの両親が〇〇病院で死亡して、死亡届を私が出した途端に、葬儀屋とお返しの業者が、ドッドドドとうちへ殺到しましたので、「一体どこから仕入れたんだ」と聞いたら、「それは企業秘密です」と言われました。病院なのか区役所なのか、私はおそらく法令上のルールが破られているのではなかろうかと強く疑っています。</p> <p>破られてしまえば、もう処罰云々の歯止めはきかないわけだから、そういう意味で、考え方としては、「出さなくて済むものは出さない」ということに徹する必要がある。特に大事な個人情報ですから、そういう基本的な心構えの下で、最初の質問に戻るのですけれども、これらのものが、どの根拠法令に基づいて出てきて、どうして必要なかというところを、やはり一つひとつチェックする必要があるのではないかと思います。</p>
区民課長	<p>まず根拠法令からお答えします。一つひとつの項目ということですが、戸籍というのは法定受託事務で、戸籍法に定められていて、規則もいくつかあります。そういう中で、こういう項目を管理しなさいということが決まっています。</p> <p>最後のほうの頁に、セキュリティ対策について、これは法令ではなくて通達でさまざま定められている項目があります。これについては、戸籍のシステム化をする際に、国のほうから守るべき条項をいくつか示されていました。この通達は平成6年ですから10年以上前から定められているわけです。国のほうも、こういう通達を出しつつ、市区町村の戸籍のシステム化を推奨しているわけです。杉並区については、このセキュリティ対策以上に、業者に対してさまざまな規制を加えながらやっていきたいということです。</p>
区民課戸籍係主査	<p>記録項目の詳細については、私からご説明します。</p> <p>記録項目として490項目挙げておりますが、1番から463番の「届出人区分」までが戸籍法及びその関連法令で定められている項目です。</p> <p>464番から468番までの「住所、異動日、異動事由、在外選挙人名簿に登録された旨、在外選挙人名簿から抹消された旨」の項目については、戸籍の附票に関する記録項目です。戸籍の附票と申しますのは、戸籍簿と一体に管理されているものですが、住所の変遷を記録するものとして、住民基本台帳法に定められているものです。その住民基本台帳法に定められている項目として、こちらの項目を挙げています。</p> <p>469番の「世帯の主な仕事」以下489番の「同居の期間」までの項目は、人口動態調査令に基づいて、人口動態調査票に記載すべき項目として設けられているものです。これは、戸籍の届出を受理させていただいた後に、人口動</p>

	<p>態調査票をこちらで作成させていただいているわけですが、その調査票の中に記録する項目です。</p> <p>最後の 490 番は「火葬場名称」となっておりますが、これは墓地埋葬等に関する法律により、死亡届をお出しいただいたときに火葬許可証を出しています。そこに、火葬場の名称を記載することになっておりますので、墓地埋葬法の関係で、火葬許可証の記載事項として火葬場の名称を入れさせていただいております。</p> <p>以上の 490 項目が記録項目にあたるものです。併せてご説明申し上げますが、この 490 項目の全てを外部委託に出すということではありません。今回は電算化として一括して審議していただいておりますので、誤解を招きやすい表現になっているかもしれませんが、戸籍のセットアップ作業では、人口動態調査令で使われる項目とか、墓地埋葬法に関する項目は、諮問している委託の内容には含まれません。セットアップ作業に必要な個人情報の項目は、現在戸籍に記載されているもの、また附票に記載されているものということになります。従いまして、この 490 項目のすべてが委託に係る個人情報になるわけではありませぬので、念のために申し添えておきます。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっとわからないのですが、10 頁で消除日だとか概括的にいろいろ書いていますよね。1 番戸籍番号、回復日、本籍だとかずっと項目を挙げています。11 頁以降に来るとまた同じなのです。例えば、申請人とか許可とか書いているのだけれども、この関係はどうなるのですか。最初は抽象的にこういう内容のもので、11 頁以降は具体的な内容ですという意味なのか、その辺はどうなのですか。製作日、改製日、回復日になっていて、こっちのほうへ来ると製作した日、回復日は載せませんと書いています。これは、どういうことなのですか。</p>
<p>区民課長</p>	<p>戸籍を電算化するに当たり、戸籍法が改正され、それに基づいて通達が出されました。その通達により、戸籍はそれぞれのファイルごとに管理しなさいとなっております。ファイルの記録項目として列挙しているものが、その通達の中に別表として付け加えられています。その別表に付け加えられている記録項目を順番に整理をして提示させていただいたのが、本日お手元にお配りしました記録項目ということになります。</p> <p>先ほども説明しましたがけれども、純粹に電算化するためにナンバーを振っていくということのために、戸籍番号という項目が盛られてきます。あるいは、本籍のコードというのが、系統的に必要な記録項目になります。それ以外に編製日、改製日、回復日といったようなものについては、現に戸籍簿に記載されている項目ということになっております。そういう意味で、系統的にどうしても入れなければいけないコード、あるいは現に載っているコードとが混在しておりますので、非常にわかりにくい資料を作ってしまったと申し訳ないと思っております。よろしくご理解をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、10 頁というのはタイトルになるわけですか。タイトルで、具体的にはその項目に、申請人の名前などを書かなければいけませんよと、そういうことですか。</p>

区民課長	戸籍に関しては、どなたから届出をいただいたかということ届出人として戸籍簿に記載しております。それと同様に申請をいただく場合は、申請人という項目で氏名を記載しております。新しく電算化された戸籍についても、届出人誰それ、申請人誰それというタイトルで記録されることとなります。
委員	普通、申請人と届出人は同じではないのですか。
区民課長	ご指摘のとおり、いまおっしゃられましたような出生や死亡、あるいは婚姻といったことに関しては届出人ということで届出人の氏名が記載されます。申請といった場合に、本来これはあってはならないことなのですが、戸籍簿の記載に何らかの誤りがあったときに、直してほしいという申請をする場合に申請人という言葉を使わせていただいております。
委員	わかりました。
委員	これは聞き違いかもしれませんが、17頁の463番まで委託する、という説明があったように思います。附票のセットアップも委託するわけですから、464番から468番の附票項目についても、委託により受託業者に渡す項目ではないかと思いますがいかがでしょうか。
区民課戸籍係主査	ご指摘のとおり附票の項目についても、外部委託の対象となっております。申し訳ございませんでした。
委員	昨年9月7日の毎日新聞の記事によると、戸籍事務処理システムを作っている富士ゼロックスシステムから、戸籍情報が流出したという記事が載っています。派遣会社員が、社内で作業中にデータをコピーしたものを、データを買いますという自営業の人の所へ持ち込んで、その自営業の人が富士ゼロックスに買わないかと持ってきたところで事件が発覚したということです。 富士ゼロックスシステムが作っているシステムは、717の自治体にサービス提供されていますが、杉並区は該当しているのでしょうか。該当しているとすれば、どのような対策を講じたのでしょうか。
区民課長	富士ゼロックスのシステム自体は、現行杉並区では採用しておりません。戸籍については、平成元年度に、その事務処理の一部を既に当審議会に答申をいただいでシステム化しておりますが、他社のものです。現在、システムに関しては、富士ゼロックスのものは採用しておりません。
委員	婚外子の記載事項がありますけれども、これは2004年11月1日に戸籍法が改正になり、これまでの記載とは方法が変わったのですが、このことは本人が申出をしなければ、これまでのような婚外子の記載が載ってしまいます。こういうことを区のほうで、職権によって一斉に更正することが本当の住民サービスの向上というのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。
区民課長	委員ご指摘のとおり、婚外子については戸籍法の改正があり、従来続柄欄が「男」「女」とだけ記載されていたものが、ご本人から、あるいはお母さまから申出をいただくことにより、長男・長女、次男・次女という続柄に変更することが認められることになりました。 ご指摘のとおり、これについてはご本人からの申出を待つて戸籍簿を訂正

	<p>するという形となっております。戸籍簿すべてを、こちらのほうで改めて該当する方すべてに通知するというはしておりません。法務省のほうからも、そのような要請はきておりませんので、ご本人からの申出を待って訂正させていただいているのが実情です。</p>
委員	<p>私はインターネットで、『なくそう戸籍と婚外子差別・交流会』というサイトを覗いてそういう情報を知りました。住民サービスの向上ということであれば、区のほうが率先して、国から言われなくてもやったらいかがかと思うのです。</p> <p>業者の所へ持って行って入力させるようですけども、これは非常に膨大な量の個人情報で、親の代のことまでみんな知られてしまうのだとびっくりしています。大概の人はこんなことは知りません。知らない間に、ここの審議会で審議して、それで議会でどうなるのかわかりませんが、私の意見としては、行政がこのままやってしまうのではなくて、これこそ区民にこういうデメリットがあるのですよ、こんな情報も載せますよ、ということをちゃんと細かく区報に載せて、区民に周知徹底することが必要です。それも1回、2回ではなく繰り返し載せて、そしてパブリックコメントを募って、1年ぐらいは討論の期間を持ってからやるのが当然のことかと思っておりますので、今回は了承できません。</p>
委員	<p>いま委員の言われたのはちょっとおかしいです。遡ると言うけれども、戸籍で相続のときなどは100年遡ります。だから、これは必要なのです。それでなければ、相続しても登記してくれませんよ。預金を下ろしに行くのだけって下りませんよ。これは必要なのです。</p> <p>いま委員がおっしゃられるような、戸籍を職権で変えるということは不可能だと思います。先ほど言ったように申請による必要があります。戸籍を変えるのは、裁判所の許可があって変えられるので、区役所に勝手に変えられたら困ってしまいます。だから、委員が言われるようにするには、区報か何かで、「婚外子の方がお困りでしたら、申請してください」というお知らせをして、本人の申請により、やってもらうより仕方がないのではないですか。</p>
委員	<p>〇〇委員がおっしゃっているのは、必要な人が申請しているのならいいのだけれども、勝手に変な所へ出てしまっって、先祖まで遡られたらいやだというご意見だと思うのです。</p> <p>確認ですけども、別表の記録の項目の1番ないし468番までの番号が、外部委託先の業者が、セットアップないしは何かの作業のときに事実上見たり、取り扱うことになるのですか。</p>
区民課長	<p>セットアップ業者に関しては、この情報を入力することになりますので、目にする形になります。ただし、その条件としては、先ほどから申し上げているようなセキュリティ対策等は十分保持していくということです。</p>
委員	<p>先ほどからの説明を聞いていてどうもよくわからないのは、戸籍法の一部の改正があって、それに伴って通達が来た。それに基づいてこういうことをしようとしているというお話がありました。そして、そのために、その仕事を民間にしてもらうということです。</p>

そこで私が1つわからないのは、戸籍法の中で、民間がこういうことをしてもいいのだというのは、どこでどういうふうな記載があるのか。

私はよくわからないのですが、例えばいちばん新しい戸籍法を見ると、第1章に総則があって、「戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する」とあります。つまり、市町村長が直接の所で行わなければならないと解するのが筋だと思うのです。そうすると、やってもらう所が民間なので、これはいかがなものなのか。通達があれば、法律がそうになっていなくても、民間でやってもらっていいのか。

もう1つは、住民基本台帳法を見ていましたら、第3条に「市町村長等の責務」というのがあります。1項から4項まであって、その2項を見たら「市町村長その他の執行機関は、住民基本台帳に基づいて、住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。」とあります。

そうすると、いちばん最初の戸籍法のところも、こういうセットアップをするような仕事は、市町村長が管掌する事務ではないのだ、ということになるのでしょうか。あるいは、私が読んでいる法律との関係から言えば、民間に委託してやってもらうことが、戸籍法なり住民基本台帳法との関係で、通達はやってもいいよということできたのかもしれないけれども、あくまで通達は通達です。その辺が法との関係でどうなのかということがあるわけです。

その辺を解明してもらわないと、いいですよとはいえない。つまり、個人情報保護審議会にかける前提の問題なのだけれども、その前提自体が法的に許されるのかどうかを明らかにしていただきたい。

外に、こういうのもあるのです。これは、この間、議会でもやったことなのでありますが、足立区でいろいろなことを民間委託しようとしてやったときに、当時の竹中平蔵総務大臣は、住民票の写し等の事務については、本来地方公共団体以外の者が扱うことは想定されていない、それから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課する必要があることから、民間には開放できないと言ったわけです。

もう1つは、末端でパソコン操作するということになったら、それは市場化テスト法というのができたとしても、そういうことがきちんと定められていないと勝手にやったことになるのでこれも駄目だと。こういう総務省の見解からしても、民間に委託するのはどうなのかということがあります。

それから、この間も見せていただいた、「外部委託するに当たっての情報セキュリティ対策」があります。確かにこうすれば、いままで以上に厳密に管理がされて云々というのはよくわかります。わかりますけれども、果たして総務省のもう一つの見解として、仮に万が一委託したとしても、公務員並みの教育を受けるようなことになっていないといかんということがあります。これは、大臣の答弁の中にもあります。公務員というのは、地方公務員法第39条に基づいて研修が義務づけられていて、相当厳しくいろいろなことを勉強しています。そういうことが、どういう民間に委託するのかわかりませんが、そういう所に委託して公務員並みの教育なり何なりがなされる、

	<p>という保障がどこまでどうあるのか、それをどうチェックするのかということを見ると、果たしていま提案されているこの前提が許されるのかどうかという疑問を感じるのです。その辺は、どのように解したらいいのでしょうか。</p>
区民課長	<p>大きく2つあったかと思います。1つ目は、セットアップ作業は、市区町村長の管掌事務なのかどうか、2つ目は受託事業者の研修に関するご質問と理解しました。</p> <p>戸籍の事務は、いままでも、また、これからも公務員がやります。</p> <p>これまでは、20数万枚の紙を耐火保管庫に入れて、職員が1枚1枚管理していたわけです。これを、今度、セットアップという作業を通じて、電子計算化したシステムを使って、公務員が、戸籍簿の管理、事務処理を行うこととなります。すなわち、このセットアップの作業は、あくまでもシステム開発上の一工程であり、法令上の事務処理は、やはり公務員が行うこととなります。</p> <p>もう一つは、受託業者、特にセットアップを行う業者は、どれほどの訓練を受けているのかということですが、そういった研修や訓練の内容、習熟度などは、業者選定のプレゼンの際の条件にして、確認していきます。たとえば、どういう形で社員を教育しているのか、また、セットアップ作業を行うのは誰で、管理監督者は誰なのか、など。先ほど〇〇委員からも、再委託したときに事故があったということが、発言にありましたが、もちろん富士ゼロックスの事件に関しては、私たちも様々調べております。</p> <p>個人情報を取扱うかという主体を限定していくことも含めて、受託業務にかかわる社員の質については、これからもプレゼン、あるいは様々な場を通じて、企業に働きかけていくという形をとります。</p>
委員	<p>要するにここで問題になっているのは、民間の人が戸籍簿なんか発行しませんよと。所管するのは、発行権限を有する役所でなければいけないよということなのです。問題は、戸籍簿を管理・発行するときに、いま言われるように外部に委託することを、戸籍法などで禁止しているのかどうかということです。その辺が見解の相違なのです。問題はそういう心配もあるのだから、先ほどから数名の委員が言われるように、外部に委託しないで、例えば時間はかかるけれども、作業に区役所の職員が立ち合って、1日に100部しかできないかもしれない、しかし数年かければできるわけですよ、縦のものを横にするのに別にそんな急ぐこともないのですよ。それを急いで外部に委託することが心配だ、ということなのですよ。</p>
区民課長	<p>いま〇〇委員からもご指摘がございましたが、セットアップにつきましても、戸籍のデータ自体は、セットアップ作業を行うに当たって、もちろん任せきりにするというのではなくて、四六時中24時間そこにいるというわけにはいきませんが、職員が監視をして、また、実際にその作業場に赴いて記録を確認したり、そういったチェックを行っていく考えです。当然、契約の中身にも盛り込んでいく形になります。それ以前の問題として、どのような記録を取るか、どれぐらいのインターバルで監視をするのかということも含</p>

	めて、契約の中に盛り込んでいくという形になります。
委員	<p>私はいろいろな事務の処理をするのに、合理的にするということに反対しているわけではないのです。先ほど読みました住民基本台帳法第3条第2項にも、「管理し、又は執行することと共に、処理の合理化に努めなければならない」とあるわけなのです。それは時代の背景と共に、より効率的、合理的にしていくということは、いいと思うのです。ただ、いま一部改正になって、通達が来て云々といいますが、一番新しい戸籍法を見ても、民間でやっていいということはどこにもないし、民間がやろうが、どこがやろうが、セットアップだというならば、戸籍事務の一連の作業ですよ。プツプツと切り、この部分は委託可となれば、何でもできるようになってしまいますよね。その辺でどうなのかと。これは管理ばかりではなく執行についても、執行というのは「戸籍の謄・抄本を出すこと」云々だけをいうとえば、そうかもしれませんが、それでも区市町村の機関として、合理的な管理ができるようにすることも、今の住民基本台帳法の3条、私が読み上げている2項のところにもあるわけだから、それは一貫して執行機関である区長が元からやることに、当然としてなるのではないかと、私は思います。</p>
法規担当課長	<p>〇〇委員が前回の審議会のときにも言われましたが、いま〇〇委員が言われたように、例えばこの後、清掃の委託の諮問も出てきますけれども、法の条文には、市の事務は、市が責任を持つ、市が管理すると書いてありますけれども、それを厳密に言うと、公権力の行使、行政処分に当たるような行為はそれぞれ法の授權がないとできませんということです。ですから、足立区で問題になっているように、全部まとめて外部委託になると戸籍事務に当たっても、申請行為、処分、法の公権力または行政処分ということが入ってきますので、その部分は法の授權がないとできませんよということになります。公権力の行使や行政処分ではないような事務については、先ほど〇〇委員が言われたように禁止はしていません。市、区の事務で管理することには間違いはないのですが、処分行為そのものは法の授權がないとできませんが、そうでない部分については、市や区の管理責任のもとに業務委託もできると、こういう解釈が一般的だと思っています。</p>
委員	<p>私は法の規制との関係で、その辺が整理できていませんし、納得ができないので、今日はそういうことが、整理ができたらと思ったのです。やはり、一連の作業ですので、いまのご説明をいただいてもちょっと、作業の中であることだから、おかしなことではないかと私は感じます。</p>
委員	<p>それに関連して確認したいのですが、〇〇委員から作業場所の話も出たのですが、杉並区におけるセキュリティ対策の作業場所は、庁舎内において複写を行い、受託者の作業場所へ搬送した後云々と書いてあるのですが、もともとコンピュータに入っているものをそのまま外部業者のところにつないで、そこでセットアップ作業をするのか、それとも、先ほど縦書きのもの、横書きのものという話が出ましたが、もともとある縦書きの原本を複写して、それを業者のところに持って行って、セットアップして、横書きにしていくのか。複写すると確かに危険は、より増しますよね。庁舎内でセットアップ</p>

	作業を行い、監督を公務員の方がやってくだされればまだしも、その辺は〇〇委員の提案のように庁舎内でやるようにできないものですか。
区民課長	庁舎内ではできません。先ほど申し上げている縦の戸籍を複写するという事は、縦書きの戸籍を運び出すわけにはいきませんから、それだけは庁舎内でやるしかないのですが、実際に複写したものを現像する、現像したものを実際にパンチ入力して、磁気媒体化していくわけです。もちろん、そこで写したフィルムの枚数、現像した枚数はすべて入念にチェックさせていただきます。あるいはそれ以上に複写できないような形で、それも監視をしていくということになるかと思うのですが、一連のいま申し上げたような最終的な磁気媒体として納入するまでの作業工程をすべて、この庁舎の中でやることは不可能です。
委員	それは場所の問題ですか、人的な問題ですか。できない理由は何ですか。
区民課長	場所もそうですし、機材がまず運び込めないということです。逆に言いますと、確かにここにも書いてあるように作業場所ということで、別の場所を指定していますが、運搬方法等を入念にチェックすること、あるいは各業者の作業場所も、私は何社か拝見したのですが、大変堅牢で、セキュリティ対策の講じられた建物でございます。そういったところをむしろ活用するというのも、1つのやり方なのかとも思います。
委員	システム上で怖いのは、サイバー攻撃によるダウンや破壊、あるいはウイルス感染による流出だと思います。これは人為的なセキュリティが整っていても、技術的には不十分なところもかなり出てくると思います。その点を十分考慮した上で、システム化を進めていただきたいと希望します。
区民課長	その件に関して、戸籍のシステムの特徴というのは、ほかのシステムとは接続していない、閉じられたシステムになっています。言うなれば、庁内でネットワークは引きますけれども、ほかの業務、もちろんインターネットとつながっているということはありませんし、他の業務とも直接にはつないではいけないという大変厳しい通達もあります。そういった意味で、いま〇〇委員がおっしゃったようなサイバー攻撃や、外部からの侵入を受けるということはまず考えられないです。
委員	むしろ内部からの流出という要因のほうが大きいということですね。
区民課長	それはほかのシステムに関してもすべてそうなのですが、職員の教育、そういったことに重点を置いて、戸籍システムでもやっていくべきだと考えています。
委員	19頁の上から4行目の(ウ)がありますが、「作業期間中のデータの運搬」です。戸籍データではないのですが、それに類するようなデータで、他の団体でこんな事件が起きたのです。役所から保管する場所に運搬する途中に、会社にその車が寄って、事務所に入っている際に、ガラスが割られてそのデータを持っていかれたという事件があるのです。それ以来、そこでは途中で寄らないということを契約書に書くようにしているのです。恐らくこの戸籍の関係も同じようなケースだろうと思いますので、区のデータをデータ運搬

	<p>するときに、区役所から作業所まで直行するように、途中で寄らないと、そういうことを条件に契約書に明記しておいていただくことが大切です。いろいろなご質問の中から、心配を回避することも必要ではないかと思います。</p>
区民課長	<p>いま〇〇委員からご指摘いただいたように、もちろんそういった経路をダイレクトにつなぐということ。更には施錠管理、警備員も同行させたいと考えていますが、特に運搬に関しては万全を期していきたいと考えています。</p>
委員	<p>別にこの件だけではないのですが、民間に事業を委託するという話になって、外へ持ち出すというのは、同じパターンの話が毎回出るのです。例えばこのようにやっているみたいなビデオを我々に見せるとか、「適正な」というところで引っかかるわけです。もともと駄目だという人もいるかもしれませんが、適正なというのはどういうことをやっているのかということ、例えば先ほどの直行する話とか、そういうことがない限り、毎回同じことを繰り返しているだけのような気もするのですが、何かそういうことができないかと提案したいと思ったのですが、何とかありませんか。</p>
行政管理担当部長	<p>いま〇〇委員が言われたようなビデオはないのですが、前回たしか、外部委託のときのガイドラインというものをお示ししました。そういう中に、契約のときの仕様書のあり方、その中に〇〇委員が言われたような運搬時の問題、作業時の問題ですとか、かなり細かく入れるようになっております。ですから、毎回こういう形で委員からご質問をいただきますが、我々としては、ある程度自信を持って契約をしているのですけれども、なかなかビデオを撮るといふわけにはいきません。</p>
委員	<p>例えばよくわからないのですが、作業している姿を2、3人でチェックしているのかとか、正直そういうことがわからないわけです。だから不安も多いのです。</p>
行政管理担当部長	<p>そういう意味ではビデオというよりも、今回区民課長の下で、これをやるときに、セットアップ作業、運搬作業などの写真等を撮ってお示ししたいと思っています。</p>
委員	<p>もともと賛成反対はあるかもしれませんが、例えば車1つにしても頑丈な車かどうかということだってあるだろうし、なるべくわかりやすく説明をするということを活用したほうがいいと思います。</p>
区民課長	<p>今の〇〇委員のご提案に関して、戸籍のシステムというのは、まさに業者がこの庁舎内に入る、作業場所までデータを運ぶ、実際に作業場所でセットアップ作業を行って搬入するという一連の要素が全部入っています。そういった意味で今後参考になるような写真も含めて記録を少し残してみたいと、考えています。</p>
委員	<p>いま〇〇委員がおっしゃったことに対してですが、この審議会では、個々の案件について、委員が一つ一つ個別に考えて意見を出しています。だから、「適切な」ということの標準的な例を示すことで、今後、個人情報の保護策を「適切な」という表現で、一律にまとめていくのは適切ではないと思います。</p>

委員	<p>別にそういうことではないのです。私が言っているのは、いつもみなさんが疑問に思うことが同じなので、こういう形でやっている例を見せて、それでまた皆さんが判断すればいいと思います。別にこれを押し付けようとかそんなことは全然思っていません。皆さんが考える中で、こういうやり方で行っているのだったら、もっとこうしたほうが良いと思うこともあるかもしれないし、そういうことを皆さんでよく知って、審議をする参考にすればいいという話をしているわけです。ですから、それを更に見た中で、やはりここはもっとこうしたほうが良いという議論をしたほうが良いと思います。適正なという言葉がもやもやしてしまう状況になっているのではないかと思ったので、そういう提案をさせていただきました。ですから、それも1つの事例として有効活用すればいいのではないかということで、より多くこういうことをするときの参考の例として出したということです。</p>
委員	<p>私は業者との契約を厳重にやっていますというけれど、契約書というのは、例えばいまやる場合、委託した場合の業者との間の契約書をここには出せないのですか。そうするとここはもっと〇〇委員が言われるようなことや、細かく論議していけるのではないかと思います。</p>
行政管理担当部長	<p>細かいチェックに関しましては、契約書よりもその下の仕様書があるのです。私たちがこの前つくってお見せしたのが、そのガイドラインということで、各所管で契約する場合には、そのガイドラインに添った仕様書を丹念に細かくつくりなさいと。その手順に従って契約を遂行してもらいなさいと。こういう形でしておりますので、場合によっては具体的な仕様書をここにお見せしても構いません。</p>
委員	<p>そういうものを出してもらえれば、まだ議論の進め方があるのだらうと思います。</p>
委員	<p>検証するシステムをこちらの委員会としても持たなければいけないと思います。契約書でも仕様書、場合によっては現場に行ってみるのを見るときか。そのことによって、庁舎内でやったほうがいいのか、同じようなものをまた繰り返して、委託したほうがいいのかという政策判断が委員会としてできるので、検証システムをつくっていただきたいなど。庁舎内でできないと言われても、実際行ってみたらこれなら庁舎内ではできないのではないかなということもあるかもしれませんし、そういう意味では、だんだん規模がエスカレートしているというか。税金の納税通知書をセットアップするということが出ましたけれども、これはかなりの人に影響が出る。それで戸籍で20万戸籍ですから、だんだん広がってきているように、こちらとしては受け止めるので、より慎重に扱わざるを得ないので、〇〇委員が言われるように、実際のチェックができるような制度なりシステムをそちらでも考えていただけたらいいのではないかなと思います。</p>
会長	<p>本来審議会というのは非常に微妙なものです。審議会に提案されてくる諮問の項目が妥当であるか否かというのだけれども、それが出てくる前提には、区には、政策というか、区政の大きな流れ、大筋というのがあるわけです。なるべく委員会の運営をスムーズにするためには、この大筋で、合意できた</p>

	<p>上で、細かい審議項目がこれで妥当であるか否かということの審議にいけばいいと思いますが、そのようにはあまりいかない。システムの構築それ自体を回避すべきということになると、大筋について認めないということになり、区議会の領域にも入り込んでいくという感じもします。</p> <p>いかがでしょうか。いろいろと問題点は多々あるとは思いますが、電子政府、電子自治体という流れは、日本国内全体がそうってきているわけです。その中で杉並区も戸籍のシステム化をようやくやるということになってきたわけです。23区の中でも遅くやるわけだから、ほかの区の経験等十二分に検討されて、万全を期してやっていただくよりほか仕方がないと思うのですが、審議会として諮問についての回答を出さなければなりませんのでお諮りしますが、40、41、42番の諮問について反対の方は。</p>
委員	庁舎内で行うのを条件とするというのは。
会長	それは駄目だということですよ。
委員	外部に出すのであれば反対です。
会長	<p>反対の方は5名、その他の方は賛成ということで決定ということにします。</p> <p>次に諮問43号の住民税（個人分）システムに記録する個人情報項目について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
（質問なし）	
会長	先ほどの説明でよろしいでしょうか。特にご質問やご意見がないようですので、諮問43号は決定といたします。
報告第25号、諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号、諮問第48号、諮問第49号、諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号、報告第26号、諮問第54号	
会長	次に報告25号、諮問44、45、46、47、48、49、50、51、52、53号、報告26号、諮問54号を一括して事務局より説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第25号、諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号、諮問第48号、諮問第49号、諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号、報告第26号、諮問第54号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。
委員	<p>これまで、障害者団体連合会では、区議会議員の方も含めて区に対して、災害時に助けを必要とする人たちを援護してほしい、そのために区として対策を講じてほしいと申し上げてきました。平成12年に区に「たすけあいネットワーク」ができて、助けが必要な人は申し込んでくださいというので申し込む。私を助けてくださいと言った人は区に申し込むわけですから、その名簿は区と警察、消防の3つが持っていたわけです。区が何をしてきたかと言うと、民生委員に「あなたの地域にこれだけ助けを求めている人がいるから、ちょっと行ってきてください」と。情報は誰が管理するかというと、民生委員が持っていない、区ではちょっと責任が持てないということで、大地震や災害時には民生委員がその情報を救護所まで届けてくださいといったシステムだったのです。つまり、民生委員に全責任があり、区としては責任がな</p>

	<p>いというか、最初に情報は提供するが、この人はこんな状態だったということを生民委員から区へバックアップするシステムがなかったのです。</p> <p>ここ2、3年の障害者福祉懇談会では、区は民生委員に全責任を負わせるな、もし民生委員が亡くなってしまったら、その人が持っている情報は消えてしまうことになるという意見があるので、区はきちんとバックアップの体制を取ってほしいという話をしてきました。その結果がより大きな形で、このような災害時要援護者がどれぐらいいるのかという名簿が作られることになりました。障害者としては、名簿を作るということは助ける意思があるのだと思いますから非常にありがたいと思っております。個人情報保護の観点から、名簿を作る段階は役所の中だけでやると。助けを求めた人に対しては、委託された民生・児童委員、ケア24、障害者自立生活支援センターといった所の職員が訪問し、どんな支援が必要かを調べて役所に報告するというシステムになったので、その辺での外部提供などはある程度しようがないかなと思っております。</p> <p>名簿が作られたわけですから、ただ名簿がありますというだけではないようにしていただきたい。名簿に沿って障害者、あるいは災害弱者、災害時には弱者も強者もないし、みんなが災害の被害者ですから、弱者という言い方は合わないと思いますので、ただ援護が必要か、援護は要らないのかだけだと思っております。障害者でも援護が必要ない人もいるし、健常者でも妊婦さんなどは援護が必要だろうと思っております。必要な情報は別としても、これを使うことによって情報が変な形で漏れないようにしながら、障害者や災害時要援護者の救出というか援護について、是非区としても全力で取り組んでいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>2点あります。災害という緊急時にどうするかという問題ですが、1つ目は家族の位置づけというか、原簿と登録者台帳がありますが、原簿はおそらく本人を中心としているので、その中には家族なり連絡先がなく、登録者台帳に緊急連絡先が出てくるということだろうと思っております。一人暮らしの方などは別でしょうが、家族の位置づけ、連絡については最初から原簿に載せてもいいような気もするのですが、この辺の位置づけについての考えを聞かせてください。</p> <p>2つ目は平常時における名簿の配付先です。いま発言があったように、普段から名簿がいろいろな所に行っているというのはあまり望ましくないのですが、そうかと言って、28頁のいちばん右の下には「災害時に配付する」となっています。災害時に配付できればいいのですが、現実には災害が起こっているのに配付している暇はあるのかなという感じもあるし、物理的に可能かと考えると、結局コンピュータか何かに入れて、消防署あたりは常に持っている必要があるのではないかと。しかし、あまり変なところに流れても困る。平常時における名簿の管理、配付先といったことを考えてもいいのではないかと。以上の2点についてお伺いいたします。</p>
地域福祉担当課長	<p>原簿の対象者は約2万名を想定しています。その中には家族等がいる方も含まれております。しかし家族等がいても、働いていて日常的に家に誰もい</p>

	<p>ない方もおりますので、対象を幅広くしています。原簿は災害時要援護者全てを対象としているため、最小限の情報にしております。</p> <p>2点目の平常時の名簿等の管理については、災害時に約2万名の名簿を震災救援所に届ける仕組みを作るわけですが、たすけあいネットワークに登録している方の名簿については、これまでの警察、消防、民生・児童委員に加えて消防団の分団、震災救援所運営連絡会に平常時からその名簿を渡し、支援会議の下、支援計画を立てていただくことを考えております。</p>
委員	<p>そのような意味では、原簿は対象者が多いが扱う個人情報少なく、登録者台帳のほうが対象者は少ないが、扱う個人情報は多くなるのですね。</p>
地域福祉担当課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>登録台帳のほうは普段から消防団の分団まで持っているということで広がっていると。</p>
地域福祉担当課長	<p>登録者台帳のほうは手あげ方式で申請し、自らが情報を提供して登録するという形を考えております。</p>
委員	<p>これでは原簿と登録者台帳とで情報量に差があるのに、それを埋めずに、緊急時に配付するようになりますが、それでいいのかということです。</p>
地域福祉担当課長	<p>原簿のほうは本人同意の有無にかかわらず、災害時に遍く安否を確認するための簿冊なため、必要最小限の9項目です。一方たすけあいネットワークについては本人同意の上で、どのような状態であるかなど細かい事項も聞いて、実際の避難や避難生活に役立てることを目的としているため、両簿冊の目的が少し異なっております。</p>
委員	<p>災害時に登録者台帳に載っていない原簿の方々については、災害時に改めて配付するということが、原簿自体に家族や緊急連絡先が入っていないと、原簿だけが一人歩きして意味がない。緊急災害時には、むしろ本人と家族なりをセットで把握する必要があるのではないかと思います。</p>
地域福祉担当課長	<p>今後、原簿をもとに発災時に困らないように、たすけあいネットワークに登録していただくよう強く働きかけを行っていきます。理想を言えば、私は助けてくれなくても大丈夫だという人を除いて、皆さんがこのたすけあいネットワークに登録すれば、〇〇委員がいま言われた心配がなくなるということです。</p>
委員	<p>登録勧奨の方法が本人だけにダイレクトメール等でと書いてあるのですが、家族や何かにはしないのか。本人が無視したり、わからなかったり、意思能力がなかったりしたら、家族のほうはそのような登録を知らないまま過ぎてしまうのではないかと危惧したのです。本人だけでなく家族もわかっているならば、そのようなところにも登録勧奨をしてもいいのではないかという気がします。</p>
地域福祉担当課長	<p>ダイレクトメールが送られた場合は、本人だけではなく、たぶん家族も見られるだろうということを想定しております。</p>
委員	<p>いま原簿と言われたのは、あくまでも①から⑥までの人たちを、区が全部網羅して登録しておく。</p>

	<p>次に、災害時に声を掛けてもらうシステムに登録しますと手をあげた方々に関しては、2番目のランクになってくる。</p> <p>1番目のランク（原簿）に関しては、区がすべて管理する。そうすると、これに該当する2万人の人たちは、本人が意思表示をしなくても区で登録すると受け取っていいのですね。</p>
地域福祉担当課長	結構です。
委員	<p>震災救援所の関係者の1人として申し上げますが、第1に登録していない人はどうするのかという問題があります。やはり、常時地域にいる町会長、自治会長といった人が常に原簿を持っていないと把握できない。1つの手段として、例えば町会名簿からここはどうだということはチェックできますが、それは一町会長、一自治会長の範囲でやるということです。問題は発災時に名簿が配れるかということで、私は物理的に不可能だと思っています。救援所自体が混乱しているのに、名簿どころではない。理屈はそれでいいが、実践的なことを言えば、常時地域の責任者である町会長、自治会長に前もって原簿を持っておいてもらう。これはマル秘資料で結構です。マル秘の印を押し、必要があれば回収すればいい、違反があったときは没収するのはどうだろうか。また、民生委員だけに押し付けるのは非常に負担になってきます。これは地域の責任者としての警察、消防、消防団よりも、むしろ町会長、自治会長が把握していないと行動できないことを念頭に置いてやっていかないと駄目だと思います。</p> <p>いま杉町連の関係では17地区町会連合会がありますから、最低限地区町会連合会の会長まで、つまり杉町連の常任理事会のメンバーには原簿を配る。ただし、亡くなる人もおりますし、私の町会でも平均して1年に40人が亡くなっていますから、これは年々変わっていくわけです。原簿については毎年更新していかないと実態の把握ができないということを勘案して、もう一度この案を練り直してもらいたい。このプランそのものに対しては応援しますが、実践に即応しているかと言えば、まだまだ問題点が多いと申し上げておきたいと思います。</p>
委員	原簿というのは2万名の話ですね。
委員	そうです。
委員	<p>2万名の要援護者というのは、障害の程度や要介護度の認定によって、援護が必要だろうと区が判断した名簿だろうし、本人が援護が必要だと言って登録した名簿ではないわけですから、自分はその名簿から外れたいと思う人もいるわけです。ですから、2万名の名簿を町会や消防団などに最初から渡すのは非常に危険だと思うのです。これから区がダイレクトメールとか、その返事がなければ別の方法かもしれませんが、あなたは災害時に援護が必要かどうかの確認書というか、援護が必要であれば、たすけあいネットワークに登録してくださいという、いわばお誘いをかけて、それによって登録手続きをした人は自分は助けが必要である、隣の人にそのことを知られてもいいとなるし、そのような人たちが5,000人になるのか1万人になるのかはわかりませんが、周りの人に助けを求めていることをはっきり意思表示した人の</p>

	<p>名簿をそれなりの所に知らせていく形にしないと、2万名全部が援護を必要としているかどうかはわからないわけです。</p> <p>障害が重度であっても援護を必要としない人たち、先ほど家族の話をしましたが、援護は要らない、自分は家族と一緒に生死をともにするという人たちも中にはいると思うのです。助けてくださいと意思を表明した人の名簿を事前に救護所や民生児童委員、ケア24などに知らせておくことによって、災害が起きたときにこの人はどのように助け出そうかという事前計画を作っていくという形にしていきたいと思います。2万名の名簿が町会などいろいろな所にいったら、個人情報としては危険な状態だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>2万名の名簿全部が1町会、1自治会にいくのではないのです。17地区ありますから、地区別に分けた名簿に基づいてチェックすれば、それほど多量ではない。しかも、地域における最高責任者である町会長、自治会長ならば、当然セキュリティ等も考え、外部へ流出することはないということをお願いしているのであって、2万名の名簿が1町会に全部きたら大変です。ただ便宜的な方法として、もともと我々は町会員の名簿をもっており、私どもでは70歳以上を対象に敬老会を毎年やっていますから、敬老会に出席するどんな方々がどこにいるかも把握できている。春、秋の旅行などのために作るリストには、傷害保険の関係で年齢まで入れてもらうので、それからどこにどういってお年寄がいるか、常時つかめているわけです。</p> <p>全体ではなくて、障害のある方、援護を要する方がどのくらいいるかということは地区別に作った情報に基づいて我々が再チェックするという方法にする必要がある。登録しない人はほっておいていいのか、震災救護所が色分けして、あなたは登録していないから駄目だと言うのか、そのような問題があるから、災害発生時だけでなく、常に町会、自治会にはそれぞれの地区における要援護者の名簿を備えることが前提だということをお願いしたいわけです。</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報の保護という問題が大きな壁になって、これまで手をあげるといふネットワークづくりが進んでこなかったという実態がありますし、把握する以前に、できないからということでこのような取組みを進めてこなかった自治体も数多いと認識しております。そのような中で渋谷区などは条例も作り、かなり強制力をかけていくことが進められております。このような仕組みを作るというところから、既にある情報を組み換えながら原簿を作る。個別支援のプログラムは地域によっても取組みが全然違ってくると思いますので、いまこうであらねばならないということではなく、いろいろな意見を出しながらいい手法を模索していくべきだと思います。取りあえずは10カ所程度のモデル的な運営を試みていくということですから、いろいろなやり方があってもいいし、1つのベストなやり方が見つかるかもしれないし、とにかく今スタート時点に立っていると思います。</p> <p>ただ、この審議会の中で、個人情報を保護するということが審議会委員にどのように受け止められるのか、先ほどの戸籍謄本の扱いとは非常に対照的な例だと思います。逆に、それぞれの地域が情報流出に配慮しながら、しか</p>

	<p>いろいろな人の手を重ね合わせていくことが上手にできていくといい、是非推進していただきたい策だと思っております。</p>
委員	<p>これをやることは非常にいいことだと思っております。私は民生委員をやらせていただいておりますが、大体 1,000 人ぐらいが「たすけあいネットワーク」に登録しております。私も何人かお預かりしていますが、実際に災害が起きたときは、民生委員個人の力では助けることはできないのです。民生委員の会合の中でも、このことに関しては声を大にして申請してほしいとは言えないと躊躇しています。以前、消防団にも入っておりましたが、消防団の中においても、災害が起きたときはまず自分の身を確保して、家族の安全を確認してからよそに手伝いに行くことになっています。たとえ民生委員がこのような資料を持っていても、いまの時点では公表できませんし、ここにおばあちゃんがいるから助けてやってよねということ消防団自身が納得していれば助けてあげられますが、区から与えられた資料だけで、ここにこのような人がいるよと事前に私の口からは言えないのです。そういったことでもお互いに全く連携ができていない状態でしたし、私が住んでいる自治会の中でも一人暮らしの寝たきりの方々のことも何人か聞いていますが、災害が起きたら誰が助けに行くのか、自治会でも責任が持てない状態です。</p> <p>個人情報ですが、地域の中で、この人は現在このような状態だと確認ができ、責任が持てる人は何人かいると思います。例えば自治会長であったり、消防団であっても分団だけでは駄目で、おじいちゃん、おばあちゃんと連絡が取れる消防団員の所まできちっとしていないと災害のときに何の役にも立たないのです。確かに個人情報は大事です、しかし、本人がここまでなら公表してもよい情報だと納得している訳ですから、是非とも確立していただき、お互いが信頼関係の基に、情報を渡すことができるようなシステムを作っていただきたいと思っております。個人の力だけでは絶対に助けられません。そのようなときに情報を知っている 3 人なり 5 人の人がいなければ、助けられる命でも助けられないと思いますので、是非とも早急にやっていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>ようやく進んできたという感じです。</p>
委員	<p>28 頁の大きな表の中に、運営連絡会の方々に個人情報保護の研修をすると書いてあるのですが、どの程度どのような方法を考えているのか、大変難しい課題だと思うのです。というのは、他の市町村で、身体障害者の学級をボランティアと市の職員と共同でやっていたところ、ボランティアのパソコンからウイニーによって全国にデータが流れてしまったという事例があるのです。本来であれば、そのようなことも参考にしながらやっていただきたいと思っておりますが、具体的にどのようなお考えがあるのか。区の職員とは違いますから、なかなか相手を把握しにくい状況だと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか。</p>
地域福祉担当課長	<p>個人情報保護の研修については、災害時要援護者の地域の震災救援所が地域の小中学校を拠点としてありますが、救護支援部の方々、町会や防災会、消防団の方々にも入っていただき、地域の方々を中心に行います。要は取扱</p>

	<p>いや情報の管理の仕方等々について、具体的な研修を行いたいと考えております。平成 19 年度は 10 カ所程度を想定しておりますが、全体会的に 1 カ所、震災救援所単位でも個人情報保護の研修については開催したいと思っております。データについてですが、名簿は紙ベースでの提供を考えております。提供先も民生・児童委員、警察、消防、消防団分団、震災救援所運営連絡会の救護支援部長が名簿を持ち、メンバーは名簿を基に情報を共有する形を考えております。</p>
委員	<p>火災警報器のことでちょっと気になることがあります。もちろん、付けることはいいことだと思いますが、取り付ける業者は当然民間業者になると思いますから、正直言って、泥棒に入るにはいい情報が満載です。65 歳以上の高齢者の家で、家具はここにあって、お金はここに置いてあるなどといったことは大体わかりますから、民間事業者を選ぶ際には相当チェックをしないとイケないと思います。その辺のことはどのように考えているのでしょうか。</p> <p>もう 1 つは災害時の話で、個人情報の使い方という観点からお聞きするのですが、これは基本的には安否確認ですか。要するに、名簿をもらった、安否確認をしに行った、助けてくれと言っているが、助けていて安否確認が遅れてもいいのか、取りあえず安否確認に全部回ることが主なのか、名簿の使い方どちらを優先するかをはっきりしておかないと、1 人ずつ助けていったら安否確認が最後になって、最後の人は亡くなってしまったということになる可能性もあるので、優先順位についてどのように考えているのかをお聞かせください。</p>
高齢者施策課長	<p>1 点目の火災警報器・家具転倒についてですが、4 月以降新年度の予算が議会で成立した後、事業者については決定していきたいと思っております。当然これから事業者を募集いたしますので、いまのような意見も踏まえて、個人情報保護については相互に徹底し、先ほど説明があったとおり、それをきちっと守れる事業者かについて特に十分配慮して考えていきたいと思っております。</p>
地域福祉担当課長	<p>名簿の使い方ですが、登録者の台帳については、支援計画の中で、どのような状態の方が登録しているかということを目ざから地域の中で共有しておくと同時に、個別支援プランの中で、今回支援者の確保ということを位置づけておりますので、平常時から支援者をきちんと位置づけ、発災時には、支援者はまずは自分の身の確認、家族の安全を確認した後、余力があれば支援していただくことを考えております。また、広い部分の原簿のほうは、遍く安否確認をとることを最優先としながら、救援活動につなげていくという形になっていくと思います。</p>
委員	<p>そこをはっきりさせておかないとイケない。結局、責任を持ってやらせてもらうわけですね。先に安否確認をきちりするのか、助けることを先にするのか、どちらかはっきりさせないと、後になってしまった人は安否確認だけのはずが、助けに行っていたから亡くなってしまったといったことが起きる可能性だってあるのです。私はそのような心配をしているのです。両方を一遍にやりなさいと言われてもなかなか無理ですから、それならばどのよう</p>

	な連絡体制を取るのか、その辺はこれから検討されるでしょうからあまり深くは言いませんが、そこをはっきりさせておかないと後で恨まれたりとか、それだけの責任を負ってもらわなければならないので、そこは区できちっとした指示をしてあげないと、結局絵に描いた餅になるのではないかとこのことを心配しているのです。
防災課長	いま指摘された点ですが、これから3カ年ぐらいかけて進めていくという考え方を持っています。取りあえず、平成19年度は10カ所程度というところから始めて、訓練の中にそういった項目を位置づけて、実効性のあるものにしていきたいと思っております。どのやり方がいいかについては、皆様のご意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	いろいろといいご意見が出たように思いますが、そういった意見を参考にしながらいいシステムを作っていただきたいと思えます。諮問44号から54号について賛否を取りたいと思えますが、反対の方はいらっしゃいますか。よろしければ決定ということにいたします。報告25、26号については承ったことといたします。
報告第27号、諮問第55号、諮問第56号、報告第28号、諮問第57号	
会長	次に報告27号、諮問55、56号、報告28号、諮問57号について、事務局より説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第27号、諮問55号、諮問第56号について説明。
情報システム課長	報告第28号、諮問第57号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	32頁の配達記録郵便の件ですが、以前普通郵便での発送はどこで、誰がどんなふうに使っていたのでしょうか。
国保年金課長	庁内にある封入封緘機を使って職員が封入、封緘して発送しておりました。
委員	証書類の出力というのは、要するに国民健康保険証を印刷するために、パソコンで打ち込んでするという意味なのですか。
国保年金課長	証書への印刷も含めてということです。
委員	「配達書付きにするにはこの機械がない」という話がありましたけれど、これはどのぐらいする機械なのですか。
国保年金課長	リースで1年間借りた場合、2,000万円以上すると思います。
委員	買うとどのぐらいするのですか。
国保年金課長	その倍はするかと思います。
会長	ほかにご意見、ご質問はありますか。
委員	意見として、私はこういう機械がないから、それを外部にお願いしてやるというのは、発想が逆じゃないかなと思うのですね。だから、買うなりリースなりで庁内できちんとして、できるだけ外部に持ち出さないようにすべきです。私は諮問55号についてはちょっと賛同できません。
会長	56は構わないのですか。
委員	56は配達記録引受番号を付けることだけですよね。

委員	私も同意見です。
会長	諮問 55 ですね。
委員	はい。
会長	それでは、報告 27、28 は報告を承りたいと思います。諮問 55 については反対が 2 人、56、57 については決定といたします。
諮問第 58 号、諮問第 59 号、報告第 29 号、諮問第 60 号、諮問第 61 号	
会長	それでは、次の諮問 58、59、60、61、報告 29 について一括して説明をお願いします。
法規担当課長	諮問第 58 号、諮問第 59 号について説明。
情報システム課長	報告第 29 号、諮問第 60 号について説明。
法規担当課長	諮問第 61 号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	41 頁の健康診断の検査結果の通知の件ですが、二次診断の内容を一次診断の医療機関から行政にバックさせるためのものということですか。
健診担当係長	医療機関で一次健診を行った結果、例えば大腸がん検診で言いますと、便潜血反応検査で、便の中に血が混じっているかどうかを診断します。血が混じっていた方について要精密者として紹介状を書いて、二次医療機関で精密検査を行ってもらい、ポリープであった、痔であった、場合によっては癌であったと、結果が一次医療機関に戻ります。その結果を行政のほうに、要精密者の結果として報告いただくという流れになっています。
委員	その件ですが、例えば二次検査をしたら癌であったと。そのことを、自分ほかの人に知られたくないと本人が思った場合は、知らせないでということもできるということですか。
健診担当係長	その辺の個人情報の扱いについては、厚生労働省のガイドラインで出ており、ちょっと読み上げます。「がん検診については、がん検診全体の精度管理のために、一次健診機関においては必要に応じ精密検査の結果等を記録することとされており、二次健診機関は一次健診機関から患者の精密検査結果を提供するよういわれていることがあります。その際に、二次健診機関において患者に対し、一次健診機関に精密検査結果を提供する旨の同意を得ることは、その性質上患者の強い不安を招きやすく、また、同意が得られた患者のみ精密検査結果を提供することは、がん検診全体の精度管理に影響を与えることが考えられます。このため、がん検診の精度管理のために、二次健診機関が一次健診機関に患者の精密検査結果を提供することは、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 3 号但し書きの（公衆衛生の向上のために特に必要にある場合）であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当し、予め患者の同意を得る必要はありません」といったことが出ていますので、そのガイドラインに沿ったところで取り扱っていただくことになると思います。
会長	ほかにごありますか。
委員	肝炎ウイルスとがん検診、どうしてこの 2 つだけなのですか。
健診担当係長	ほかの検診も同じ課題を抱えておりますが、現在、この 2 つが特に把握率

	が悪いということで、まずここから対策を講じたいということです。
会長	よろしいですか。それでは、ほかにございませぬようですので、諮問 58、59、60、61 は決定と、報告 29 号は報告を受けたということにいたします。それでは、本日の諮問事項報告等についてはすべて終わりましたけれども、一括して答申したいと思ひます。答申の案文をお願いします。
	(答申案文を配付)
会長	この内容でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは決定ということで、事務局から区長あてに答申書を送付してください。本日の議題は以上ですが事務局から何かありますか。
法規担当課長	次回の審議会日程ですけれども、次回は5月30日水曜日午後2時ないし3時からを考へております。
会長	以上で平成18年度第5回の杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終わります。長時間どうもありがとうございました。